

審査基準一覧表（令和6年4月1日現在）

No.	法令	条項	項目
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業等適正化法）	第3条第1項	風俗営業の許可（第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。）
2		第3条第1項	風俗営業の許可（第4条第4項の規定の適用がある場合に限る。）
3		第5条第4項	許可証の再交付
4		第7条第1項	風俗営業の相続の承認
5		第7条第5項	相続の承認による許可証の書換え
6		第7条の2第1項	風俗営業者たる法人の合併の承認
7		第7条の2第3項	法人の合併による許可証の書換え
8		第7条の3第1項	風俗営業者たる法人の分割の承認
9		第7条の3第3項	法人の分割による許可証の書換え
10		第9条第1項	営業所の構造又は設備の変更の承認
11		第9条第4項	許可証の書換え
12		第10条の2第1項	特例風俗営業者の認定
13		第10条の2第5項	認定証の再交付

14	第20条第10項	遊技機の増設、交替その他の変更の承認
15	第31条の22	特定遊興飲食店営業の許可（第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。）
16	第31条の22	特定遊興飲食店営業の許可（第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がある場合に限る。）
17	第31条の23	許可証の再交付
18	第31条の23	特定遊興飲食店営業の相続の承認
19	第31条の23	相続の承認による許可証の書換え
20	第31条の23	特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認
21	第31条の23	法人の合併による許可証の書換え
22	第31条の23	特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認
23	第31条の23	法人の分割による許可証の書換え
24	第31条の23	営業所の構造又は設備の変更の承認
25	第31条の23	許可証の書換え
26	第31条の23	特例特定遊興飲食店営業者の認定
27	第31条の23	認定証の再交付
28	第45条	店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付

29		第55条第2項	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
30		第61条第2項	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
31		第66条第2項	店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
32		第72条第2項	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
33	古物営業法	第3条第1項	古物商の許可
34		第3条第2項	古物市場主の許可
35		第5条第4項	許可証の再交付
36		第7条第4項	許可証の書換え
37		第21条の5第1項 第21条の6第1項	古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
38	火薬類取締法	第17条第1項	猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可
39		第17条第8項	譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
40		第19条第4項	運搬証明書の再交付
41		第24条第1項	猟銃用火薬類等の輸入の許可
42		第25条第1項	猟銃用火薬類等の消費の許可
43	質屋営業法	第2条第1項	質屋の許可

44		第4条第1項	営業所の移転の許可
45		第4条第1項	管理者の新設又は変更の許可
46		第8条第2項	許可証の書換え（第4条第2項の規定による届出の場合に限る。）
47		第8条第4項	許可証の再交付
48		第28条第3項第1号	質契約の終了行為者の承認
49		第28条第5項	質契約の終了行為を行う場所の承認
50	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第59条第9項	運搬証明書の書換え
51		第59条第10項	運搬証明書の再交付
52	銃砲刀剣類所持等取締法	第4条第1項	銃砲等又は刀剣類の所持の許可
53		第4条の4第1項	許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認
54		第5条の3第3項	猟銃等講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付
55		第5条の3の2第3項	クロスボウ講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付
56		第5条の4第3項	技能検定合格証明書の書換え又は再交付
57		第5条の5第3項	技能講習修了証明書の書換え又は再交付
58		第6条第1項	国際競技に参加する外国人に対する所持許可

59	第7条第2項	許可証の書換え又は再交付
60	第7条の3第1項	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新
61	第9条の2第1項	指定射撃場の指定
62	第9条の3第1項	猟銃等射撃指導員の指定
63	第9条の3の2第1項	クロスボウ射撃指導員の指定
64	第9条の4第1項	教習射撃場の指定
65	第9条の5第2項	射撃教習を受ける資格の認定
66	第9条の5第4項	教習資格認定証の書換え又は再交付
67	第9条の9第1項	練習射撃場の指定
68	第9条の10第2項	射撃練習を行う資格の認定
69	第9条の10第3項	練習資格認定証の書換え又は再交付
70	第9条の13第1項	年少射撃資格の認定
71	第9条の13第3項	年少射撃資格認定証の書換え又は再交付
72	第9条の14第3項	年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
73	第9条の16第1項	クロスボウ射撃資格の認定

74		第9条の16第2項	クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付
75	道路交通法	第8条第2項	通行許可
76		第45条第1項	駐車の許可
77		第49条の5	駐車の許可
78		第49条の7第2項	駐車の許可
79		第51条の8第1項	確認事務受託対象法人の登録
80		第51条の8第6項	確認事務受託対象法人の登録の更新
81		第51条の13第1項	駐車監視員資格者証の交付
82		第51条の13第1項第1号ロ	講習課程修了者と同等以上の技能を有する者の認定
83		第56条第1項	設備外積載の許可
84		第56条第2項	荷台乗車の許可
85		第57条第3項	制限外積載の許可
86		第59条第2項	けん引の許可
87		第63条第7項	故障車両の整備確認
88		第75条の12第1項	特定自動運行の許可

89	第75条の16第1項	特定自動運行計画の変更の許可
90	第77条第1項	道路の使用の許可
91	第78条第5項	道路使用許可証の再交付
92	第84条第1項	運転免許（試験により判断する場合以外の場合）
93	第94条第2項	免許証の再交付
94	第99条第1項	指定自動車教習所の指定
95	第99条の2第4項	技能検定員資格者証の交付
96	第99条の3第4項	教習指導員資格者証の交付
97	第101条第6項	免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
98	第101条の2第4項	更新期間前における免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
99	第104条の4第3項	申出による免許の付与
100	第104条の4第6項	運転経歴証明書の交付
101	第107条の7第3項	国外運転免許証の交付
102	第108条の4第1項	指定講習機関の指定
103	第108条の32の2第1項	運転免許取得者等教育の認定

104		第108条の32の3第1項	運転免許取得者等検査の認定
105	自動車の保管場所の確保等に関する法律（保管場所法）	第4条第1項	自動車の保管場所証明
106		第6条第1項	保管場所標章の交付
107		第6条第3項	保管場所標章の再交付
108		第13条第4項	運送事業用自動車は運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の交付
109		第13条第4項	運送事業用自動車は運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の再交付
110	警備業法	第4条	警備業の認定
111		第5条第5項	認定証の再交付
112		第7条第1項	認定証の有効期間の更新
113		第11条第3項	認定証の書換え
114		第22条第2項	警備員指導教育責任者資格者証の交付
115		第22条第5項	警備員指導教育責任者資格者証の書換え
116		第22条第6項	警備員指導教育責任者資格者証の再交付
117		第23条第4項	合格証明書の交付
118	第23条第5項	合格証明書の書換え	



119		第23条第5項	合格証明書の再交付
120		第42条第2項	機械警備業務管理者資格者証の交付
121		第42条第3項	機械警備業務管理者資格者証の書換え
122		第42条第3項	機械警備業務管理者資格者証の再交付
123	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	第11条第1項	犯罪被害者等給付金の支給についての裁定
124		第23条第1項	犯罪被害者等早期援助団体の指定
125	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律	第7条第1項	オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定
126	国外犯罪被害者等慰金等の支給に関する法律	第11条第1項	国外犯罪被害者等慰金等の支給についての裁定
127	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第4条	自動車運転代行業の認定
128	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）	第12条第3項	防犯登録を行う者の指定
129	銃砲刀剣類所持等取締法施行令	第24条第2項	国際競技に参加する外国人に対する許可の期間
130	道路交通法施行令	第13条第1項	緊急自動車の指定
131		第14条の2第2号	道路維持作業用自動車の指定

132		第32条の7第2号	19歳から大型自動車免許等を受けるための教習課程の指定
133		第32条の8第2号	19歳から中型自動車免許等を受けるための教習課程の指定
134		第33条の5の3第1項第1号ハ	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。）
135		第33条の5の3第2項第1号ハ	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係るものに限る。）
136		第33条の5の3第4項第1号ハ	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係るものに限る。）
137		第34条第2項	普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で大型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の過程の指定
138		第34条第4項	普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で中型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の過程の指定
139		第34条第5項	19歳から牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習課程の指定
140		第34条第7項	普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の過程の指定
141		第34条第8項	19歳から牽引第二種免許の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習課程の指定
142		第34条10項	普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の過程の指定
143	災害対策基本法施行令	第33条第1項	緊急通行車両の確認
144		第33条第2項	災害発生前における緊急通行車両の確認
145	災害対策基本法施行規則	第6条の3第1項	標章及び証明書の書換え交付
146		第6条の4第1項	標章及び証明書の再交付
147	大規模地震対策特別措置法施行令	第12条第1項	緊急輸送車両の確認

148		第12条第2項	警戒宣言が発せられる前における緊急輸送車両の確認
149	大規模地震対策特別措置法施行規則	第6条の3第1項	標章及び証明書の書換え交付
150		第6条の4第1項	標章及び証明書の再交付
151	遺失物法施行令	第5条第5号	特例施設占有者の指定
152	道路交通法施行規則	第1条第2項第1号	小児用の車の確認
153		第1条の4第2項	車いすの確認
154		第30条の13第1項	運転経歴証明書の再交付
155	確認事務の委託の手續等に関する規則	第9条第2項	駐車監視員資格者講習終了証明書の再交付
156		第10条第5項	認定書の再交付
157		第13条第1項	駐車監視員資格者証の書換え交付
158		第13条第2項	駐車監視員資格者証の再交付
159	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則	第7条第2項	警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付
160		第12条第2項	機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付
161	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令	第3条の2	運搬証明書の書換え
162		第3条の3	運搬証明書の再交付
163	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令	第21条	運搬証明書の書換え

164		第22条	運搬証明書の再交付
165	原子力災害対策特別措置法施行令	第8条第1項	原子力緊急事態宣言の公示前における緊急通行車両の確認
166		第8条第2項	緊急通行車両の確認
167		第8条第1項又は第2項	標章及び証明書の書換え交付
168		第8条第1項又は第2項	標章及び証明書の再交付
169	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令	第39条	緊急通行車両の確認
170		第39条	国民の保護のための措置の実施前における緊急通行車両の確認
171		第39条	標章及び証明書の書換え交付
172		第39条	標章及び証明書の再交付
173	探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則	第4条第2項	探偵業届出証明書の再交付
174	技能検定員審査等に関する規則	第5条第2項	技能検定員審査合格証明書の再交付
175		第8条第1項	技能検定員資格者証の再交付
176		第13条第2項	教習指導員審査合格証明書の再交付
177		第16条第1項	教習指導員資格者証の再交付
178	古物営業法施行規則	第12条第1項	行商従業者証及び標識の様式の承認
179		第23条	盗品売買等防止団体の承認

180	犯罪被害者等早期援助団体に関する規則	第3条第2項	犯罪被害者等早期援助団体の事業規程等の変更の承認
181	長崎県情報公開条例	第11条	公文書の開示等の決定
182	個人情報保護に関する法律	第78条	保有個人情報の開示等の決定
183		第93条	保有個人情報の訂正等の決定
184		第101条	保有個人情報の利用停止の決定
185	長崎県道路交通法施行細則	第5条第1項第4号	車両通行止め、歩行者用道路規制除外指定車両に対する標章の交付
186		第8条第1項第4号	駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定車両に対する標章の交付